

保険料軽減の見直しについて

問 合 せ 北海道後期高齢者医療広域連合☎ 011 - 290 - 5601
〔役場〕税務課税務グループ☎ ②2513

◆均等割2割・5割軽減の範囲が見直しされました

① 5割軽減の場合

平成28年度

所得が次の金額以下の世帯
33万円 + (26万5千円×世帯の被保険者数)

平成29年度

所得が次の金額以下の世帯
33万円 + (27万円×世帯の被保険者数)

② 2割軽減の場合

平成28年度

所得が次の金額以下の世帯
33万円 + (48万円×世帯の被保険者数)

平成29年度

所得が次の金額以下の世帯
33万円 + (49万円×世帯の被保険者数)

◆所得割の軽減割合が見直しされました

平成28年度

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減



平成29年度

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	2割軽減

◆被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直されました

平成28年度

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	9割軽減



平成29年度

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	7割軽減

※所得の状況により、均等割の軽減割合が、9割または8.5割に該当することがあります。